

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	農地調整 関係事務	2,495	2,495	2,409	1,961		448
農業 基盤 課 ・ 農地 調整 担当	<p>1 事業目的 優良農地の確保と効率的な利用を促進するため、農地法に基づく農地の利用関係の調整及び指導等を行い、耕作者の地位の安定と農業生産性の向上を図る。 市町村が、農業振興地域の整備に関する法律等に基づき策定した実施計画の推進と必要な見直しを支援するとともに、適切な土地利用計画の策定に必要な調査等を行う。</p> <p>2 根拠法令等 農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律</p> <p>3 事業内容 (1) 農地法の励行指導及び農地の利用関係の調整事務 ①農地法第3条の指導、農地法第4条、第5条及び第18条に関する許可処分及び是正指導 ②和解の仲介、農事調停に関わる事務 (2) 農地法関係事務の研修 (3) 農地取引等調査事務 (4) 農業振興地域整備計画及び農村地域への産業の導入計画の策定・変更等 (5) 都市計画関連の土地利用調整 (6) その他</p>						
		細目 事業名	平成30年度 当初予算額	平成30年度 最終予算額	平成31年度 当初予算額	左の財源内訳	
	国有農地等 管理事務	8,930	8,930	9,241	8,988	(諸) 13	240
	<p>1 事業目的 戦後の自作農創設特別措置法、農地法により、農林省が買収・売渡を行った土地のうち、未処分となっている農林省名義の土地の管理、処分を行う。</p> <p>2 根拠法令等 自作農創設特別措置法、農地法</p> <p>3 事業内容 (1) 国有農地の管理等 ①高知県自作農財産事務取扱交付金 96 [(国) 96] 交付先：市町村 ②貸付料の徴収等 ③不当事案の処理等 (2) 財産台帳の整備、報告 (3) 処分（売払、譲与、所管換）を進めるための各種手続、調整 (4) 測量（処分地の面積確定等） (5) 登記是正、権利関係調査</p>						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳																		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源																
	土地改良 指導事業	26,061	26,061	23,844	2,120	(諸) 43	21,681																
農業 基盤 課 ・ 管理 担当	<p>1 事業目的 土地改良団体の適正な育成指導を通じて、土地改良事業の適正かつ効率的な推進を図る。</p> <p>2 根拠法令等 土地改良法、土地改良区体制強化事業実施要綱 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱</p> <p>3 事業内容 (1) 土地改良区指導費補助金 22,455 [(一)20,885 (国)1,570] ①施設・財務管理強化対策事業 県土連が行う土地改良施設の点検、管理に関する専門技術的な診断及び指導並びに土地改良事業に関する相談業務等の事業に対して補助する。 ②土地改良施設維持管理適正化事業 県土連が行う土地改良施設整備補修工事の資金造成に対して、県土連が全国土地改良事業団体連合会に拠出する拠出金の一部を補助する。 (2) 換地業務促進費補助金 825 [(一)275 (国)550] ①換地業務促進事業 県土連が、適正かつ効果的な換地業務が行われるよう市町村や土地改良区等の役職員の指導をするために必要な経費の一部を補助する。</p> <p>4 採択基準等 (1) 施設・財務管理強化対策事業 県土連が行う土地改良事業推進対策に要する経費 (2) 土地改良施設維持管理適正化事業 県土連が行う土地改良施設整備補修工事の資金造成に要する経費 (3) 換地業務促進事業 県土連が行う換地処分等促進対策に要する経費</p> <p>5 事業主体 高知県土地改良事業団体連合会</p> <p>6 補助率(事業負担区分) (1) 施設・財務管理強化対策事業 3/4 (国1/2 県1/4 連合会1/4) (2) 土地改良施設維持管理適正化事業 3/5 (国30% 県30% 地元40%) (3) 換地業務促進事業 3/4 (国1/2 県1/4 連合会1/4)</p> <p>7 主な事業実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>診断指導(件)</th> <th>相談業務(件)</th> <th>適正化事業(箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30年度</td> <td>62</td> <td>15</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>60</td> <td>27</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>63</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>								診断指導(件)	相談業務(件)	適正化事業(箇所)	30年度	62	15	11	29年度	60	27	13	28年度	63	13	13
	診断指導(件)	相談業務(件)	適正化事業(箇所)																				
30年度	62	15	11																				
29年度	60	27	13																				
28年度	63	13	13																				

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	土地改良 調査事業	26,652	26,652	27,372			27,372
農業 基盤 課 整備 事業 担 当	04 次世代型こうち新施設園芸システム導入水源確保調査費 10,538 [(一)10,538]						
	1 事業目的	次世代型こうち新施設園芸システムによる大規模施設園芸団地を推進するため、必要な水源を確保する。					
	2 事業内容	・ ボーリング調査や電気探査による地下水調査業務（水量、水質等）					
	3 標準工期	1年					
	4 事業主体	県					
	5 事業実施地区	黒潮町大方南部地区					
	6 事業負担区分	県：100					
7 主な事業実績（平成30年度）	黒潮町大方南部地区						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	かんがい排水 事業	351,140	273,649	178,443	93,000	(負) 21,900 (債) 55,000	8,543
農業 基盤 課 ・ 整備 事業 担当	<p>1 事業目的 県営土地改良事業により造成した基幹的水利施設のうち機能が低下している施設について、機能診断を行い、補修工事の基となる機能保全計画が策定された施設について長寿命化対策等を実施し機能維持を図る。</p> <p>2 根拠法令等 土地改良法 農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領（水利施設整備事業に係る運用） 水利施設等保全高度化事業実施要綱・要領</p> <p>3 事業内容 ダム、頭首工、揚排水機場、幹線用排水路等基幹的な農業用排水施設の機能の維持や安全性を確保するための長寿命化対策</p> <p>4 採択基準等 県営土地改良事業により造成した基幹的施設及び一体的に機能を発揮する農業用排水施設であること。 ただし、機能保全計画策定を行う場合にあっては、末端支配面積が10ha以上であること。</p> <p>5 標準工期 6年</p> <p>6 事業主体 県</p> <p>7 事業実施地区 保全対策工事 高知市高知市東部1期地区他2地区 機能保全計画策定 土佐市新居地区他1地区</p> <p>8 事業負担区分 保全対策工事 国：50 県：35 他：15 機能保全計画策定 国：100（平成31年度採択地区まで）</p> <p>9 主な事業実績（平成30年度） 保全対策工事 須崎市桐間地区、四万十市楠島地区、四万十市江ノ村地区、高知市高知市東部1期地区</p>						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	経営体育成 基盤整備事業	350,375	958,066	228,974	121,649	(分) 11,150 (負) 17,800 (債) 59,000	19,375
農業 基盤 課 ・ 整備 事業 担当	1 事業目的 地域農業の展開方向に沿い、経営体の育成と生産基盤、営農環境の一体的な整備を実施し、優良農地の適切な維持・保全と地域農業の振興を図る。また、担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地の区画整理等を実施する。						
	2 根拠法令等 土地改良法 農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領（農地整備事業および実施計画策定に係る運用） 農業競争力強化農地整備事業実施要綱・要領 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱・要領						
	3 事業内容 地域における経営体の育成状況、農地利用集積の状況、農地の整備状況等を踏まえ、必要となる農業生産基盤整備事業（区画整理又は2工種以上）と密接に関連のある営農環境整備事業等を一体的に実施する。また、農地中間管理機構が借り入れている農地について、区画整理を実施する。						
	4 採択基準等 (1) 農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業） ・受益面積が20ha以上、（中山間地域においては、10ha以上） ・担い手への農地利用集積率50%以上 (2) 農地中間管理機構関連農地整備事業 ・全農用地について農地中間管理機構が15年以上の農地中間管理権を有すること ・受益面積の合計が10ha以上、（中山間地域においては、5ha以上）で1ha以上（中山間地域においては、0.5ha以上）のまとまりを有する農用地で構成されていること						
	5 標準工期 3～6年						
	6 事業主体 県						
	7 事業実施地区 農地整備：四万十町志和地区他5地区 実施計画策定：黒潮町加持本村地区他1地区 機構関連：北川村北川地区						
	8 事業負担区分 農地整備 国：50 県：35 他：15（中山間）国：55 県：30 他：15 機構関連 国：62.5 県：27.5 市町村：10 実施計画策定：（農地整備）国：50 県：25 他：25 （機構関連）国：62.5 県：27.5 他：10						
	9 主な事業実績（平成30年度） 農地整備：四万十市入田地区、四万十市利岡地区、四万十市三里地区、四万十町の川地区、 香美市永野地区 機構関連：北川村北川地区 実施計画策定：本山町下津野地区、土佐清水市下ノ加江地区、宿毛市大深浦地区						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	中山間地域 総合整備事業	160,500	165,750	182,865	94,050	(分) 8,550 (負) 17,100 (債) 53,000	10,165
農業 基盤 課 ・ 整備 事業 担当	1 事業目的 農業生産条件が不利な中山間地域における農業・農村の活性化、定住の促進及び環境を保全するため、県営事業として農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的に行う。						
	2 根拠法令等 土地改良法 農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領（農村集落基盤再編・整備事業に係る運用）						
	3 事業内容 (1) 農業生産基盤整備：ア 農業用排水施設整備 イ 農道整備 ウ ほ場整備 エ 農用地開発 オ 農地防災 カ 客土 キ 暗きょ排水 ク 農用地の改良または保全 (2) 農村生活環境基盤整備：ア 農業集落道 イ 営農飲雑用水施設 ウ 農業集落排水施設 エ 農業集落防災安全施設 オ 用地整備 カ 活性化施設整備 キ 集落環境管理施設 ク 交流施設基盤整備 ケ 情報基盤施設 コ 市民農園等整備 サ 生態系保全施設等整備 シ 交換分合						
	4 採択基準等 対象地域：山振、過疎、離島、半島、特定農山村の5法及びそれに準ずる指定地域内にあり、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の50%以上を占める地域 受益面積 (1) 60ha以上（一般型） (林野率75%以上、農用地の傾斜1/20以上の面積が50%以上においては20ha以上) (2) 20ha以上（生産基盤型）						
	5 標準工期 6年						
	6 事業主体 県						
	7 事業実施地区 安芸市安芸地区						
	8 事業負担区分 国：55 県：30 他：15						
	9 主な事業実績（平成30年度） 安芸市安芸地区						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	農業水路等 長寿命化事業	—	832,650	686,405	332,550	(負) 96,150 (債) 219,000	38,705
農業 基盤 課 ・ 整備 事業 担当	<p>1 事業目的 県営土地改良事業により造成した基幹的水利施設のうち機能が低下している施設について、概ね3ヵ年で長寿命化対策等を実施し機能維持を図る。</p> <p>2 根拠法令等 土地改良法 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金実施要綱・要領</p> <p>3 事業内容 ダム、頭首工、揚排水機場、幹線用排水路等基幹的な農業用排水施設の機能の維持や安全性を確保するための長寿命化対策</p> <p>4 採択基準等 県営土地改良事業により造成した基幹的施設及び一体的に機能を発揮する農業用排水施設であること。 (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 (2) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く) (3) 1地区当たりの事業工期が原則3ヵ年以内</p> <p>5 標準工期 3年</p> <p>6 事業主体 県</p> <p>7 事業実施地区 保全対策工事 高知市高須地区他6地区</p> <p>8 事業負担区分 国：50 県：35 他：15 (中山間) 国：55 県：30 他：15</p> <p>9 主な事業実績(平成30年度) 保全対策工事 高知市高須地区、土佐市宇佐福島地区、四万十市生ノ川地区、香南市吉原地区</p>						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	120,200	117,130	145,177	114,127		31,050
農業 基盤 課 整備 事業 担当	1 事業目的 団体営事業等で造成され、老朽化が進行して機能が低下している農業水利施設について、機能診断を行い、補修工事の基となる機能保全計画を策定する。また、機能診断結果に基づいた適切な保全対策工事を行うことにより、農業水利施設の長寿命化を図る。						
	2 根拠法令等 農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領（水利施設整備事業に係る運用） 水利施設等保全高度化事業実施要綱・要領						
	3 事業内容 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金 145,177 [(－)31,050 (国)114,127] 団体営事業等で造成され、老朽化が進行して機能が低下している農業水利施設について、機能診断・機能保全計画策定及び機能診断結果に基づく適切な保全対策工事を補助する。						
	4 採択基準等 (1) 保全対策工事 受益面積 10ha以上 総事業費 3,000万円以上 機能保全計画が作成されていること (2) 機能保全計画策定 末端支配面積 10ha以上						
	5 標準工期 2～6年						
	6 事業主体（補助先） 市町村、施設管理者、高知県土地改良事業団体連合会						
	7 事業実施地区 保全対策工事：四万十町興津地区他2地区 資産評価データ整備：県下全域高知地区						
	8 補助率（事業負担区分） (1) 山振、過疎、離島、半島、特定農山村、特別豪雪の6法指定地域又は急傾斜畑地帯 70/100 [国：55 県：15 他：30] (2) 一般地域 65/100 [国：50 県：15 他：35] (3) 機能保全計画策定 国：100（平成31年度採択地区まで） (4) 資産評価データ整備 国：100						
	9 主な事業実績（平成30年度） (1) 保全対策工事 四万十市大用地区、佐川町佐川地区、香南市烏川統合堰地区、香南市総合堰地区、四万十町興津地区、土佐市白川地区 (2) 機能保全計画策定 高知市布師田地区、高知市国分川地区、甫喜峯疎水土地改良区新改地区						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	農地耕作条件 改善事業	186,807	132,121	243,240	204,780		38,460
農業 基盤 課 ・ 整備 事業 担当	<p>1 事業目的 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や農地・農業水利施設の基盤整備や計画策定、営農定着に必要な取組を実施する。</p> <p>2 根拠法令等 農地耕作条件改善事業実施要綱・要領</p> <p>3 事業内容 農地耕作条件改善事業費補助金 243,240 [(一)38,460 (国)204,780] 担い手への農地の集積・集約化に向けた取組を行う上で必要となる地域の実情に応じた農業用排水施設、農作業道等の農業生産基盤の整備（ハード）を補助する。併せて農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組（ソフト）を組み合わせて補助する。</p> <p>4 採択基準等 (1) 総事業費200万円以上、受益者数2戸以上であること。 (2) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域（本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域を含む） (3) 事業実施年度に入ってから採択申請が可能（複数回受付）、農地中間管理機構から国への直接申請も可能</p> <p>5 標準工期 ハードとソフトを組み合わせ最大5年（ハードは最大3年）</p> <p>6 事業主体（補助先） 市町村、土地改良区、農地中間管理機構等</p> <p>7 事業実施地区 香南市東佐古地区他9地区</p> <p>8 補助率（事業負担区分） 山振、過疎、離島、半島、特定農山村、特別豪雪の6法指定地域又は急傾斜畑地帯 65/100 [国：55 県：10 他：35] 一般地域 60/100 [国：50 県：10 他：40]</p> <p>9 主な事業実績（平成30年度） 中土佐町奈路地区、四万十町八千数地区、四万十町根元原地区、黒潮町出口・田野浦地区、黒潮町浮鞭地区、南国市植田地区、四万十市横瀬地区、香南市東佐古地区、四万十町影野地区、四万十町東北ノ川地区</p>						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	農業水路等 長寿命化事業	—	—	98,800	76,000		22,800
農業 基盤 課 ・ 整備 事業 担当	<p>1 事業目的 団体営事業等で造成され、老朽化が進行して機能が低下している農業水利施設について、概ね3ヵ年で保全対策工事を行うことにより、農業水利施設の長寿命化を図る。</p> <p>2 根拠法令等 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱・要領</p> <p>3 事業内容 ★ 農業水路等長寿命化事業費補助金 98,800 [(一)22,800 (国)76,000] ダム、頭首工、揚排水機場、幹線用排水路等基幹的な農業用排水施設の機能の維持や安全性を確保するための長寿命化対策</p> <p>4 採択基準等 団体営事業等により造成した基幹的施設及び一体的に機能を発揮する農業用排水施設であること。 (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 (2) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く) (3) 1地区当たりの事業工期が原則3ヵ年以内</p> <p>5 標準工期 3年</p> <p>6 事業主体(補助先) 市町村、施設管理者</p> <p>7 事業実施地区 保全対策工事：高知市日出野地区</p> <p>8 補助率(事業負担区分) (1) 山振、過疎、離島、半島、特定農山村、特別豪雪の6法指定地域又は急傾斜畑地帯 70/100 [国：55 県：15 他：30] (2) 一般地域 65/100 [国：50 県：15 他：35]</p>						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	地すべり 防止事業	112,875	79,275	182,700	85,000	(債) 79,000	18,700
農業 基盤 課 ・ 防 災 担 当	<p>1 事業目的 地すべりによる農地、人家、公共施設等への被害を未然に防止し、国土の保全を図る。</p> <p>2 根拠法令等 地すべり等防止法 農村地域防災減災事業実施要綱・要領</p> <p>3 事業内容 降雨などの地下浸透を防止するための承水路、排水路、地下水を排除するための水抜きボーリング、集水井、地すべりの誘発を防止するための堰堤工、護岸工、地すべりを直接阻止するための杭打工、アンカー工などを行う。</p> <p>4 採択基準 (1) 地すべり等防止法により指定された防止区域であること (2) 総事業費7,000万円以上、農地面積10ha以上 (農地5ha以上で人家1戸を1haと換算して合計10ha以上)</p> <p>5 標準工期 5年</p> <p>6 事業主体 県</p> <p>7 事業実施地区 (1) 地すべり防止対策：大豊町粟生3期地区他4地区 (2) 地すべり調査：土佐町中央東地区他1地区</p> <p>8 事業費負担区分 国：50 県：50</p> <p>9 主な事業実績(平成30年度) (1) 地すべり防止対策：仁淀川町別枝2期地区、仁淀川町泉3期地区、越知町稲村3期地区、土佐町下地2期地区、大豊町粟生3期地区、檮原町梶原北部地区 (2) 地すべり調査：土佐町中央東地区、仁淀川町中央西地区</p>						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
農業 基盤 課 防 災 担 当	県営ため池等 整備事業	925,988	1,276,077	1,339,939	823,270	(負) 95,140 (債) 381,000	40,529
	<p>1 事業目的 豪雨、地震等の自然災害から、農地、人家、人命、公共施設等への被害を未然に防止するため、緊急な整備を要する老朽化したため池などの耐震化等の整備を行い、併せて農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。</p> <p>2 根拠法令等 土地改良法 農村地域防災減災事業実施要綱・要領</p> <p>3 事業内容 (1) ため池整備：ため池の決壊防止のための堤体等の新設または改修 (2) 体制整備：万が一、決壊した場合、下流の人家や公共施設に被害を及ぼす恐れがあり、かつ利用されていないため池の廃止 (3) 調査：ため池の耐震診断等の調査</p> <p>4 採択基準等 (1) 受益面積：2ha以上他 (2) 総事業費：800万円以上他</p> <p>5 標準工期 5年</p> <p>6 事業主体 県</p> <p>7 事業実施地区 (1) ため池整備：大月町大月地区他9地区 (2) 体制整備：四万十市カワサキダニ池地区 (3) 調査：県下全域高知地区</p> <p>8 事業費負担区分 (1) ため池整備 国：55 県：35 他：10 (2) 体制整備 国：100 (3) 調査 国：100</p> <p>9 主な事業実績（平成30年度） (1) ため池整備 宿毛市宿毛東地区、香南市野市地区、大月町大月地区、室戸市西山2期地区、四万十町窪川地区、安芸市六丁池地区、南国市南国市中部1期地区、四万十市四万十1期地区、芸西村芸西地区 (2) 調査 県下全域高知地区</p>						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
農業 基盤 課 防 災 担 当	団体営 災害関連事業	1,326	—	1,326	1,214		112
	<p>1 事業目的 農業用施設の災害復旧工事後、近い将来、再度災害を被る恐れがある場合、これに関連する農業用施設の整備を一体的に実施し、農業経営の安定と国土の保全を図る。</p> <p>2 根拠法令 ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）</p> <p>3 事業内容 災害関連事業費補助金 1,214 [(国)1,214] 従前の効用を回復しただけでは再度災害を被る恐れがあるため、被災の原因となった部分、または災害発生の原因となるおそれがある隣接残存部分を改築又は補強して被災要因を除去するために行うため池、頭首工、用水路、排水路（用排兼用含む）、農道等の工事に対して補助する。</p> <p>4 採択基準等 (1) 当該関連事業における工事費が200万円以上で、かつ、施行する災害復旧事業費の工事費を超えないこと (2) 当該施設について他の改良計画がないこと (3) 事業効果が大であること</p> <p>5 事業主体（補助先） 市町村、土地改良区等（市町村）</p> <p>6 補助率（事業費負担区分） 工事費 50/100（国：50 市町村等：50） * 激甚災害については嵩上あり</p>						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
農業基盤課 防犯担当	耕地自然災害 防止事業	133,400	143,380	234,000		(負) 20,000 (債) 199,000	15,000
	<p>1 事業目的 県地域防災計画に掲げられている農業基盤課所管の県管理施設（地すべり防止施設等）や市町村等で管理している農地防災施設（排水機場等）及び土地改良保全施設（ため池保全施設等）の災害を未然に防止するため、緊急に対応が必要な防災施設等を整備し、民生の安定と併せて生産基盤や生活環境の保全を図る。また法律上の県知事管理である地すべり防止区域等について、現状を把握し、住民への情報提供や今後の管理、防災計画、整備計画を図るうえで、観測調査・施設補修等を行う。</p> <p>2 根拠法令 地すべり等防止法 高知県南海地震による災害に強い社会づくり条例 高知県耕地自然災害防止事業実施要領</p> <p>3 事業内容 災害防止のために行う土留擁壁、排水路、承水路、アンカー、抑止杭、落石防止棚、排水ボーリング等の防災施設の設置及び老朽化等により災害防止上緊急に整備する必要がある農業用ため池の整備補強等のための工事及び調査 (1) 耕地自然災害防止事業費補助金 11,000 [(債)11,000] (2) 県営事業費 208,000 [(負)20,000 (債)188,000] (3) 地すべり指定区域管理費 継続観測：14,000 [(一)14,000] 補修工事：1,000 [(一)1,000]</p> <p>4 採択基準等 (1) 地域防災計画に掲げられている災害危険地域であること (2) その他知事が必要と認める地域におけるもの（県営事業のみ）</p> <p>5 事業主体 県、市町村</p> <p>6 補助率（事業費負担区分） (1) 県営事業：－（県：100） （ため池耐震対策 県：90 市町村：10） (2) 団体営事業 地すべり：80/100（県：80 市町村：20） その他：50/100（県：50 市町村：50） 地すべり指定区域管理費：－（県：100）</p> <p>7 主な事業実績（平成30年度） (1) 県営事業：大豊町中村大王地区、大豊町桃原地区、本山町三山池地区、梶原町田野々地区、香美市佐竹地区 (2) 団体営事業：奈半利町宮ノ岡地区、香南市東佐古地区 地すべり指定区域管理費 継続観測：8箇所 補修工事：1箇所</p>						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
農業 基盤 課	農村災害 対策整備 事業	352,125	497,064	180,435	92,400	(負) 16,800 (債) 60,000	11,235
防 災 担 当	<p>1 事業目的 農村地域で発生する災害から地域住民の生命、財産及び生活を守るため、農村災害対策整備事業計画に基づき、農村の防災・減災対策として、対策の優先度の高い農業用施設や農村集落防災施設等の整備を図る。</p> <p>2 根拠法令等 土地改良法 農村地域防災減災事業実施要綱・要領</p> <p>3 事業内容 (1) 農村地域周辺の危険ため池や溢水の恐れのある農業用排水施設等の整備 (2) 農村地域周辺の法面の土砂崩壊防止対策 (3) 災害に備えるための農村防災施設（避難路、避難塔、避難施設の耐震化等）の整備等</p> <p>4 採択基準等 (1) 総事業費800万円以上 (2) 災害防除推進地域として指定されている地域 ・ 東南海・南海地震防災対策推進地域 【高知県全域】 ・ 台風常襲地帯 【高知県全域】 (3) 受益面積 下記工種の受益面積の合計が10ha以上もしくは下記面積以上 ・ 農業用ため池整備 A = 2ha ・ 農業用排水施設整備 A = 10ha ・ 土砂崩壊防止施設 A = 5ha</p> <p>5 事業主体 県</p> <p>6 事業実施地区 黒潮町大方西部地区他2地区</p> <p>7 負担区分 国：55 県：35 市町村：10 国：2/3 県：1/3 から4.4%を除いた割合 市町村：4.4%（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業）</p> <p>8 主な事業実績（平成30年度） 四万十町興津地区、檜原町梶原北地区、津野町津野地区、安芸市伊尾木地区、黒潮町大方西部地区</p>						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	震災対策土地改良 施設整備事業	101,383	58,088	13,000	13,000		
農業 基盤 課 ・ 整備 事業 担当	1 事業目的 排水機場や農道などの農業施設が地震によって損壊することにより、地域住民の生命財産、公共施設に被害を及ぼすことを防止するため、既設農業施設の耐震性を点検・調査し、必要な耐震性を有していない農業施設の耐震整備を実施することにより災害の未然防止を図る。						
	2 根拠法令等 農村地域防災減災事業実施要綱・要領						
	3 事業内容 (1) 県営 県営事業で整備された農業施設のうち、地域防災計画等で避難路、輸送路等に指定されている農道または利用状況や代替性の有無等から重要度の高い農道の耐震性点検・調査計画及び必要な耐震性を有していない農業施設の耐震整備を実施する。						
	(2) 団体営 震災対策農道整備事業費補助金 13,000 [(国)13,000] 県営事業の対象とならない農業施設の耐震性点検・調査計画及び必要な耐震性を有していない農業施設の耐震整備を実施する。						
	4 採択基準等 (1) 耐震性点検・調査計画事業 受益面積30ha以上 (2) 耐震化整備事業 (大規模) 受益面積 400ha以上 (小規模) 受益面積 30ha以上又は総事業費800万円以上						
	5 標準工期 1～3年						
	6 事業主体 県、市町村						
	7 事業実施地区 (1) 耐震化整備事業 団体営：中土佐町中土佐地区他2地区						
	8 補助率(事業負担区分) (1) 耐震性点検・調査計画事業 県営・団体営 100/100 [(国)100] (2) 耐震化整備事業 県営 国：50 県：35 他：15 団体営 60/100 [(国)55 県：5 他：40]						
	9 主な事業実績(平成30年度) 耐震化整備事業 県営：安田町高知東部地区 耐震性点検・調査計画事業 団体営：禰原町禰原地区						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	農業用施設 災害復旧 事業	21,384	—	21,384	19,006	(債) 1,000	1,378
農業 基盤 課 ・ 防 災 担 当	<p>1 事業目的 県営事業で整備した農業用施設の市町村への移管前に、台風、豪雨等により被災した同施設を復旧し、効用の回復と農業生産の維持及び経営の安定を図る。</p> <p>2 根拠法令等 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）</p> <p>3 事業内容 県管理の農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等の施設）の復旧</p> <p>4 採択基準等 (1) 1箇所の復旧事業費が40万円以上のもの (2) 受益戸数2戸以上のもの (3) 被災原因が基準値以上で確認できるもの (4) その他（適用除外事項など）</p> <p>5 標準工期 特になし（ただし、3ヵ年で事業完了とする）</p> <p>6 事業主体 県</p> <p>7 事業費負担区分 国：65 県：35 ※補助率増高の申請により変更あり。</p>						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	地すべり防止施設 災害復旧事業	11,345	—	11,345	6,571	(債) 3,000	1,774
農業 基盤 課	1 事業目的 県で管理している地すべり防止施設等が、台風、豪雨等により被災した場合に、その復旧を行い、農業経営の安定と国土の保全を図る。						
	2 根拠法令等 地すべり等防止法 ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）						
防 災 担 当	3 事業内容 地すべり等防止法に基づいて施工・管理されている地すべり防止施設の復旧						
	4 採択基準等 (1) 地すべり等防止法に規定する地すべり防止施設であること (2) 被災原因が基準値以上で確認できるもの (3) 被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成していること (4) その他（適用除外事項など）						
	5 標準工期 特になし（ただし、3ヵ年で事業完了とする）						
	6 事業主体 県						
	7 事業費負担区分 国：66.7 県：33.3						

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	団体営農地 災害復旧 事業	135,320	503,845	241,870	229,857		12,013
農業 基盤 課	<p>1 事業目的 台風、豪雨等により災害を受けた農地を復旧し、効用の回復と農業生産の維持及び経営の安定を図る。</p> <p>2 根拠法令等 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）</p> <p>・</p> <p>3 事業内容 (1) 30年農地災害復旧費補助金 152,367 [(国) 152,367] (2) 31年農地災害復旧費補助金 77,490 [(国) 77,490] 市町村、土地改良区等が事業主体で行う農地の復旧</p> <p>4 採択基準等 (1) 1箇所への復旧事業費のうち工事費が40万円以上のもの (2) 受益戸数1戸以上のもの (3) 被災原因が基準値以上で確認できるもの (4) その他（適用除外事項など）</p> <p>5 標準工期 特になし（ただし、3ヵ年で事業完了とする）</p> <p>6 事業主体（補助先） 市町村等（市町村）</p> <p>7 事業実施地区 30年災 安芸市根野地区他180地区</p> <p>8 補助率（事業費負担区分） 50/100 [国：50 市町村等：50] ※補助率増高の申請により変更あり。</p> <p>9 主な事業実績（平成30年度） 市町村営29災 21箇所 市町村営30災 171箇所</p>						
防 災 担 当							

(単位：千円)

課名等	細目 事業名	平成30年度	平成30年度	平成31年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	団体営農業用施設災害復旧事業	268,392	1,037,761	400,201	381,787		18,414
農業 基盤 課 ・ 防 災 担 当	<p>1 事業目的 台風、豪雨等により災害を受けた農業用施設を復旧し、効用の回復と農業生産の維持及び経営の安定を図る。</p> <p>2 根拠法令等 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）</p> <p>3 事業内容 市町村、土地改良区等が事業主体で行う農業用施設の復旧 (1) 30年農業用施設災害復旧費補助金 171,862 [(国) 171,862] (2) 31年農業用施設災害復旧費補助金 209,925 [(国) 209,925]</p> <p>4 採択基準等 (1) 1箇所への復旧事業費のうち工事費が40万円以上のもの (2) 受益戸数2戸以上のもの (3) 被災原因が基準値以上で確認できるもの (4) その他（適用除外事項など）</p> <p>5 標準工期 特になし（ただし、3ヵ年で事業完了とする）</p> <p>6 事業主体（補助先） 市町村等（市町村）</p> <p>7 事業実施地区 30年災 宿毛市高石地区他136地区</p> <p>8 補助率（事業費負担区分） 65/100 [国：65 市町村等：35] ※補助率増高の申請により変更あり。</p> <p>9 主な事業実績（平成30年度） 市町村営29災 13箇所 市町村営30災 117箇所</p>						